

勧誘事例

- (1) 平成19年10月、従業員Tは、消費者Aの自宅を訪問し、Aに「信州みそを売っている。おいしいみそだよ、お寺の近くの さんのところでも買ってもらった」などと声をかけ、みその試食を勧めた。Aは美味しかったら買おうと思ひ応じたが、味はよくわからなかった。値段は、糎みそは4キロで1万8000円、田舎合わせみそなら2.5キロで1万円とのことだったが、Aが値引きを要求すると、その場で4000円の値引きを約束したので、みそを買うことにした。

Aが現金で代金を支払うと、商品、納品書、料理方法等が載ったパンフレットが渡された。そのパンフレットに会社名が名古屋市西区にある「信州富士」であると書いてあったので、信州みそなのに名古屋の会社なのかとTに尋ねたところ、「信州のみそに間違いありませんから」との答えだった。貰った書面等の中には、クーリング・オフについて記載されたものはなかった。

- (2) 平成19年10月、従業員Uは消費者Bの自宅を訪問し、Bに「みそ屋です」と声をかけた。Bは「要りません」と断ったが、引き下がらなかったため、以前別の業者から買ったみそを引き合いに出し、「高いだけで美味くなかった、要りません」とも言ったが、Uは、「あそこは違う。うちは国産の大豆100パーセントのみそです。」と言い、みその味見を勧めてきて、Bの友人の名前を出し、「実は、 さんのところでも買ってもらい、ここを紹介されたのです。 さんのところでは大樽を買って頂いた」と言ってきた。みその値段は4キロで1万5000円と相場に比較して高い物であったため、Bは夫から断るように言われたが、友人の紹介を断ると今後の関係が気まづくなるかもしれないと思い、みそを買うことにした。

代金を支払うと、みそを使う献立表等が載ったチラシ、納品書がBに渡されたが、クーリング・オフについて記載された書面は一切なかった。

翌日、Bを紹介したとされる友人から、Bに電話があったので、みそを買うことになった顛末を話したところ、その友人から、確かにみそは買ったが、大樽なんか買ってないし、絶対にBを紹介なんかしていない。との話を聞かされたため、Uは嘘をついて売り歩いていたということがわかった。

- (3) 消費者Cの家庭は、休日を除き、昼間は義母が一人で留守番をするのが常である。Cの義母は、3年前から認知症になっており、他人との会話もままならぬ状態で、病院から認知症の診断を受け、現在も通院している状況である。

平成19年10月、C宅に、「みそ屋の信州富士だけど、未だ代金が振り込まれていない、どうなっているかねー」との電話があった。Cには何のことかわからず、事情をきいたところ、「みそを販売している会社です。10月2日にお宅に2万5000円分のみそを売った。買ってくれたのはおばあちゃんだ。早く代金を振り込んで欲しい」との話であったが、Cは義母がみそを買ったという話は聞いておらず、「確認してから、払う物なら払う。」と伝えた。

Cが義母の部屋を調べたところ、未開封のみそ8キロ、納品書、振込用紙、パンフレットが見つかった。義母は独立した部屋に住んでおり、Cは事情がない限りその部屋に入らなかったため、全く気がつかなかった。そこで義母に事情を尋ねたが、要領を得ない返事しかなく、クーリング・オフに関して記載された書類は見あたらなかった。

Cは認知症である義母が、8キロ2万5000円と、相場より高いみそを売り付けられた事に納得がいかず、消費生活相談の窓口に相談し、クーリング・オフのアドバイスを受けた。クーリング・オフの葉書を書く前に、電話でみそを送り返す事を伝えたと、従業員Vに「生ものだから駄目だ、返品は認めない」と厳しい口調で言われ、更に、「お宅の近くの さんも買って

くれている、こんないいみそ何で買わんのだ、パンフレットにも銭がかかっている」と言われたが、Cはアドバイスを受けていたので、「それでも送り返します」と言ったところ、Vから、「勝手にしろ」と言われ、電話を切られてしまった。

- (4) 平成20年8月、従業員Wは、消費者Dの自宅を訪問し、庭の手入れをするために家の外にいたDに、「みそ屋です」と声をかけた。Dは特にみそを必要としていなかったが、「蔵出しの混じりっけのないみそだ」と購入を勧められたので、どんなものか試しに購入してみようと思った。

Wから、商品の種類と値段の説明があった。内容量についての説明はなかったが、勧められた商品は容器に入っている物であったので、Dは特に気にせず、これは「田舎みそ」だと説明された、値段が2万7000円する商品を選んだ。

Dは代金を振込で払うことにして、商品と『納品書兼領収書』と題する書面を買った。その『納品書兼領収書』は、会社名と連絡先、担当者名らしきサイン、商品名、その数量と値段、お金の振込先とその入金期限が書いてあるだけで、クーリング・オフについての記載は一切なく、他にクーリング・オフについて記載された書面は受け取っていない。

Wが帰った後、Dが夫にみそを買った経緯を話したところ、「二人では量が多すぎる、返した方が良い。」と言われ、良く考えたところ、確かにそうだと後悔し、返品することにした。

- (5) 平成20年4月、従業員Xは、消費者Eの自宅を訪問し、Eに、「みそ屋です。みそを売って歩いています、味見をしてみませんか」と声をかけた。

Eは興味を持ち、爪楊枝の先に少しだけ付けられたみそを試してみたが、予想より美味しいものだった。Eは普段どんなみそを使っているかと尋ねられたので、スーパーで売っているようなみそだと答えると、Xは、「あれは添加物が一杯入っていて体に良くない」と言い、「うちのみそは天然だ、全部国産の大豆を使っている、遺伝子組み換えではない」などと言って、商品の説明をしてきた。

値段は、Eが値引きを要求すると、「特別割引だ」ということで、2万6000円となった。支払は振込にして、商品と一緒に『納品書兼領収書』と題する書面を買った。そこで初めて信州富士という会社名を知ることができたが、クーリング・オフについての記載はどこにもなかった。またクーリング・オフについて記載された他の書面も受け取っていない。

購入後、キログラムの単価を計算してみたところ、1キログラムあたり3000円程することに気がつき、こんなに高いみそを買うべきではなかったと後悔したので、Eは返品することにした。

- (6) 平成20年7月、従業員Yは、消費者Fの自宅を訪問し、出かける約束をした夫を待つために家の外にいたFに、「みそ屋です」「近所の人にも買ってもらっている」と声をかけた。

Yは長々と、「うちのみそは三年仕込んだみそだ」「防腐剤も添加物も入っていない、天然のみそだ」などと説明をした。Fはみそを買うつもりはなかったが、Yの説明どおりであれば、いいみそなのかな、本当かなと思いその話を聞いていた。

20分程した後に、Fを夫が迎えに来たので、説明と一緒に聞いてもらうことにすると、Yは、「味見してみればわかる」と赤みその味見を勧めてきた。Fの夫が「辛い」と言うと、「無添加だから塩分が多くなる」とYは答えていた。

Fは4キ口、1万8000円の赤みそを買うことにし、現金で代金を支払い、商品と『納品書兼領収書』と題する書面を買った。『納品書兼領収書』には会社名と連絡先等が書かれているだけ

で、クーリング・オフについての記載は一切なかった。またクーリング・オフについて記載された他の書面も受け取っていない。

その夜、仕事から帰ってきた息子にみそを買った経緯を話したところ、大変怒られ、また、F自身も高いみそだったとっていたので、返品することにした。

- (7) 平成20年6月、従業員Zは、消費者Gの自宅を訪問した。Gは外でしゃがんで作業をしており、気がつかなかったが、ふと、前掛けをしたZの姿に気づいた。

Zの前掛けはGが昔よく見た形のものだったので、つい懐かしくなり、「懐かしいねえ」と声をかけると、Zが、「そうですね」と答えてきたので、しばし雑談を交わした。雑談の途中で、みそは何を食べる、と尋ねられたので、Gがいつも使っているみそのことを話すと、Zから試食を勧められた。

試食のみそは、爪楊枝の先に少しだけ ^{こうじ} 糀みそを付けたものを渡されただけで、量が非常に少なく、味は良くわからなかったのだが、Zは続けて、「純粹である」「混じりっけがない、何も入っていない」「本当の大豆だけで作った」「3年は熟成している」などの言葉で、商品の自慢をしていた。

Gは、それ程に良いおいしいみそであるのなら、と思い、2万5000円の商品を買うことにした。現金で代金を支払い、商品と納品書、パンフレットなどを貰ったが、クーリング・オフについて記載された書面はなかった。

購入後、Gは知人に高い買い物だと指摘され、また、付き合いがあったみその販売店などに値段の確認をしてみると、そんな高いみそはないと言われてしまい、高いみそを騙されて買ってしまったと後悔した。そこで、近くの消費生活センターに相談し、クーリング・オフの手続きをした。